

生涯学習情報プラザ 利用の手引き

枚方市立生涯学習市民センターは、市民の自発的な学習活動及び文化芸術活動を支援し、地域のコミュニティ活動の活性化を促進することにより、市民が生涯にわたって学び続けることのできる環境を醸成し、そしてこれらの活動を通じた市民との協働によるまちづくりの推進を目的としています。

生涯学習市民センターは、枚方市内に9施設あります。皆様のご利用をお待ちしています。



生涯学習情報プラザは、人材育成複合拠点施設 輝きプラザ きららの1階・2階にあります。

IT（情報技術）体験、生涯学習情報の提供、市民の学習活動への支援、生涯学習関連講座の開催などを目的とした施設です。

●開館時間

午前9時から午後9時まで（月曜日～土曜日）

但し、IT体験ルームは午後7時まで

午前9時から午後5時まで（日曜日・祝日）

※駐車場は午前8時30分に開場。

午後9時30分に閉鎖。

※午前8時55分から鍵・備品の貸出、使用料受付等の窓口業務を開始します。

●休館日

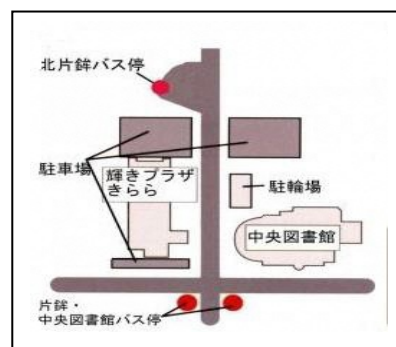
毎月第4火曜日（祝日にあたる場合は開館）

年末年始（12月29日～翌年1月3日）

所在地：車塚1丁目1番1号

TEL:050-7105-8007

FAX:072-851-6573



目次

施設の紹介	1
利用時間区分と使用料金等	2
1. 施設の使用について	3
(1) 団体としての使用	3
(2) 個人での使用	4
2. 施設の使用手順	4
(1) 2 か月前の抽選予約	5
(2) 6 週前の予約（「2 か月前の抽選予約」終了後）	5
(3) 使用料の納付	5
(4) 使用料の減免	5
(5) 当日の使用手順	7
(6) 備品の貸出し	7
(7) 予約のキャンセルと使用料の還付	7
① 7 日前までの予約取消し	7
② 6 日前からの予約取消し	8
③ 部屋の変更	8
(8) 印刷室の使用	8
(9) チラシ・ポスター等の配架及び掲示申請	9
3. センターの使用上の注意事項	9
(1) 全般・各部屋共通事項	9
(2) その他の施設・設備の使用上の注意事項	11

■施設の紹介

◆各生涯学習市民センターによって、部屋の概要や使用上の注意事項が異なりますので、ご注意ください。

◆部屋にゴミや忘れ物がないよう、確認してから退室してください。

	施設	広さ (㎡)	定員 (人)	部屋の概要・使用上の注意事項等
1階	IT体験ルーム 	65	－	・気軽に情報機器（パソコン等）に触れ、いろいろ体験していただけます。 ・月曜日から土曜日は午前中にパソコンミニ体験を実施しています。（要予約） ・飲食はご遠慮ください。
	交流ルーム 	114.9	50	・机・イスは教室形式で配置しています。
	印刷室 	－	－	・輪転機・裁断機などの備品を設置しており、用紙類も販売しています。（生涯学習活動や地域活動等に利用できます。個人的利用や営利活動・布教活動・選挙活動等につながる印刷はできません。） ※コピー機は情報ルームに設置しています。
2階	情報ルーム 	－	－	・読書や勉強などで使用できるフリースペースです。（サークル活動や定例活動・団体の占有はできません）休憩や歓談の場、自習などにご利用いただけます。個人でも利用できます。 ・他人への危害・迷惑行為、占有行為、作業等のご遠慮ください。 ・手芸・裁縫の縫い針など、危険と判断されるものは、細心の注意を払って使用してください。 ・食事はご遠慮ください。
	学習ルーム 	61.7	30	・机・イスは教室形式で配置しています。
	展示ルーム 	－	－	・枚方市の歴史・文化学習のため、市所蔵の絵画や考古資料等を展示します。 ・飲食はご遠慮ください。

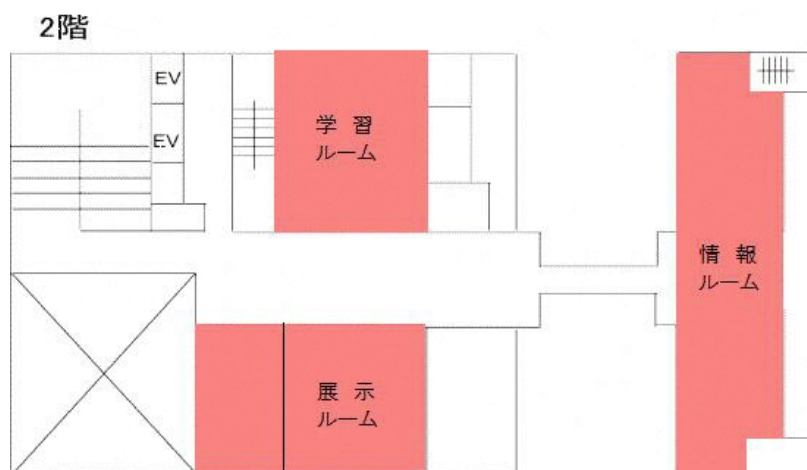
※施設共通の使用上の注意事項については、9ページを参照ください。

■利用時間区分と使用料金等 ※営利・政治・宗教団体と市外の個人・団体は下記使用料の2倍となります。

(単位：円)

部屋名	広さ (㎡)	定員 (人)	午前	午後	夜間
			9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～21:00
交流ルーム	114.9	50	2,200	2,500	2,200
学習ルーム	61.7	30	900	1,000	9,00

館内案内図



1. 施設の使用について

(1) 団体としての使用

2名以上で、団体として登録ができます。窓口でのID番号の登録申請により、インターネット予約ができます。ID番号は市内各生涯学習市民センター共通で使用できます。ID番号がなくても部屋の利用は可能です。その場合は、利用申込時に「使用許可申請書（ID付与なし用）」での申請が必要となります。恒常的に利用される場合はID番号の登録申請をお願いします。

※家族は団体ではありません。ただし、家族で音楽バンドなどの生涯学習活動をする場合は、同じ趣味を持つ市民サークルとしてID登録申請が可能です。

団体区分			登録基準	部屋の予約時期
市内の団体 (枚方市内に在住・在職・在学されている方が半数以上で構成)	①一般団体	市民サークル・教室	市民が運営するサークル(会費制の活動を含む)、同好会など。 ただし、講師主体による活動及び継続的に講師を依頼する活動においては、会費(部屋代、講師交通費、材料費を除く)が1人1か月 3,000 円以内の団体、及び1回の講師謝金が1人 12,000 円以内の団体であること。 ※会費・講師謝金が上記を超える団体は⑧営利団体等になります。	2 か月前 〈抽選予約〉 ※抽選後は、使用日の6 週前も予約可
		コミュニティ団体	校区コミュニティ協議会、自主防災組織など地域関係団体。	
		NPO	特定非営利活動法人、ひらかた市民活動支援センター登録団体、NGO。	
		公益法人	社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、共益的法人(消費者による協同組合・労働組合、互助会等の中間法人)、認可・認可外の保育園。	
		同業者団体	同業種の協会的組織(〇〇士会・〇〇師会・芸術家協会等)。中小企業による協同組合。商店会・商店街。	
		伝統芸能団体	免許皆伝する家元・流派。	
	⑧営利団体等 (文化教室含む)		・会社(株式・有限会社等)。興行主(個人事業主を含む)。 ・事業所や営業所が枚方市内にあること。 ・講師主体による活動及び講師を依頼する活動において、会費(部屋代、講師交通費、材料費を除く)が1人1か月 3,000 円を超える団体、または1回の講師謝金が1人 12,000 円を超える文化教室(準企業組織)。 ・使用料は、P2「使用料金表」の2倍となります。	使用日の4 週前から予約可
	⑨政治団体		政治資金規正法第3条第1項に規定する団体。 ・使用料は、P2「使用料金表」の2倍となります。 【参考】 第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体 イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対すること。 ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対すること。	

	◎宗教団体	宗教法人法第2条に規定する団体。 ・使用料は、P2「使用料金表」の2倍となります。 【参考】 第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体	
市外の団体	市内在住・在職・在学の市民が構成員の半数に満たない団体。団体の事務所が市外の場合。 ・使用料は、P2「使用料金表」の2倍となります。		当日窓口のみ ※ID番号の登録申請はできません

(2) 個人での使用

市内の個人	枚方市内在住・在職・在学の方。団体活動に依拠する練習・準備等。読書・受験勉強などの自習（1人による活動）。	当日窓口のみ ※ID番号の登録申請はできません
市外の個人	枚方市（在住・在職・在学）以外の方。 ・使用料は、P2「使用料金表」の2倍となります。	

2. 施設の使用手順

市内の団体は、使用したい部屋をあらかじめ予約することができます。

手順1 ID番号の登録申請



『使用者ID番号付与申込書』に必要事項を記載の上、各生涯学習市民センターの窓口提出してください。

団体の活動内容等をお尋ねする場合がありますので、代表者もしくは活動内容を把握されている方がお越しください。※個人や市外の団体はID番号の取得はできません。

手順2 ID番号証の発行



申し込みから約1週間後に窓口で『使用者ID番号証』を発行します。有効期間は、発行の日から翌年度末までです。

付与されたID番号は、各生涯学習市民センター共通で使用できます。

手順3 ID番号を使って予約

インターネットから予約ができます。枚方市ホームページの「施設・ネット予約」から施設予約システムへ。

窓口でも書面による予約ができます。使用料は、窓口予約の場合、その場でお支払いいただきます。インターネット予約の場合、使用開始までにお支払いいただきます。

※ID番号は、更新が必要です。更新は、有効期限満了日の4か月前（12月1日）から受付を行います。

～ご注意ください～

以下の行為等は、禁止です（ID番号の停止・一時停止を行う場合があります）。

- 不正な手段（複数のID番号を使用した予約等）による申込は厳禁です。判明した場合は『使用者ID番号証』を一時停止するとともに使用をお断りすることがあります。
- 吹奏楽・室内楽のパート練習やアンサンブル等の活動で、類似団体と想定される場合には、個別に活動内容を確認させていただき、『使用者ID番号証』を発行しないことがあります。
- また、指導者・講師が同一で参加者が異なる団体活動（例えば、初級・中級等のクラス別の教室）が、部屋の予約・使用を多数占めておられる場合は、使用回数を制限させていただくことがあります。限られた施設を、より多くの団体に使用していただく趣旨をご理解ください。
- 当日、使用時間になっても連絡をせずにキャンセルを繰り返す団体に対しては、ID番号の付与を一時停止するとともに使用をお断りする場合があります。

※団体の解散や代表者の変更等、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに使用者ID番号付与申込内容変更届を提出してください。

(1) 2か月前の抽選予約

「**㊤一般団体**」は、『使用者ID番号証』を発行した後、使用予定月の2か月前、1日～10日の間にインターネット上で抽選予約を受付します（各部屋の注意事項を熟読の上、希望の部屋を予約してください。備品が必要な方は、予約確定後に入力をしてください）。なお、インターネット上で抽選予約ができない方は、『使用許可申請書』により窓口で受付します。

1か月に、最大4区分まで申し込み（入力）が可能です。

※毎月11日にコンピューターによる自動抽選を行い、結果は当日の午前9時以降に予約システムで確認できます。また、結果配信を希望する団体には登録されたメールアドレスに通知されます。

〔具体例〕

2月使用分 前年の12月1日～12月10日に抽選予約 ⇒ 前年の12月11日に結果発表
3月使用分 当該年の1月1日～1月10日に抽選予約 ⇒ 当該年の1月11日に結果発表
 (年始は休館のため、窓口受付は1月4日～1月10日)

活動内容により使用優先のある部屋は、該当する活動内容の団体以外は抽選予約できません。登録の活動内容と異なる場合には、確認させていただき、使用をお断りする場合があります。

(2) 6週前の予約（「2か月前の抽選予約」終了後）

抽選終了後の空室は、使用日の6週前の日（休館日の場合は、次の開館日に順延）の午前9時30分から、窓口で予約受付（競合した場合は抽選）します。予約確定時に使用料をお支払いいただきます。

同日の午後1時から、インターネット上で予約が可能です。

1か月に予約できるのは、最大8区分（抽選予約で当選した回数を含む）までです。なお、使用日当日の空室分についてのみ、8区分を超えて使用できます（当日窓口においてのみ受付）。

※市内の「**㊦営利団体等**」「**㊧政治団体**」「**㊨宗教団体**」は、使用日の4週前の日（休館日の場合は、次の開館日に順延）から予約を受付します。

インターネットでの予約は0時から、窓口での予約は午前9時から受付します。

なお、当日の使用内容について確認させていただくことがあります。

※生涯学習市民センターや行政の主催事業等については、2か月前の抽選予約よりも前に先押さえをしている場合があります。ご了承ください。

※「**市内の個人**」「**市外の団体・個人**」は、当日窓口でのみ受付します。

※当日の予約は、登録団体であっても窓口受付のみです。

(3) 使用料の納付

①部屋の使用料は、窓口で予約した場合は、予約確定時にお支払いください。インターネットで予約した場合は、使用日の使用開始前までにお支払いください。使用料のお支払いは、施設の閉館15分前までに窓口で手続きしていただきますようお願いいたします。

②インターネットで予約した場合はクレジット支払いが可能です。詳しくは、窓口までお問い合わせください。（ただし、減免対象団体や「**㊦営利団体**」「**㊧政治団体**」「**㊨宗教団体**」は、クレジットによる支払いはできません）。

インターネットで予約し、使用料が未納の場合は、できるだけ早い時期の納付をお願いします。（使用時間の直前は、窓口が混雑することが予想されます。）

③使用料の納付と引き換えに『使用許可書（兼領収書）』を発行します（ただし、クレジットによる支払いの場合は『使用許可書』を発行します）。

(4) 使用料の減免

①使用料の減免を受けようとする団体は、部屋の使用を開始するまでに、『使用料減免申請書』を窓口で記入し提出してください。「半数以上が18歳以下の者（子ども）で構成される団体」は、当日使用を開始する直前に『使用料減免申請書』を提出してください。

②『使用料減免申請書』の内容を確認し、料金を確定（減免率 50%の場合は残金を納付）した後に、『使用許可書（兼領収書）』を発行します。申請書は使用区分ごとに提出が必要となります。

使用料の減免対象となる団体・活動		減免率
子ども	●半数以上が 18 歳以下の者（子ども）で構成される団体で、主に当該 18 歳以下の者が文化学習活動で使用する場合 ※対象事例（子ども・乳幼児が半数以上で構成される活動） ・「小・中・高校生で構成」されている団体（音楽バンド・クラス会・料理クラブ等）。 ・「子どもと指導者で構成」されている地域活動団体（子ども会・ボーイスカウト・スポーツ少年団等）や、「子ども自らがプログラムを作成」する活動。 ・「無償の講師・指導者が運営」する「子ども・乳幼児を対象」とした文化学習活動。 ・「乳幼児と保護者で構成」されている子育てサークル（親睦的な共同保育）の活動。 ・「保育・育児関係の団体」（未就学の子どもを対象に、その発育を促す活動を行う団体）で、有償の講師がいない場合。 ※対象外の事例 ・有償の講師・指導者による子ども・乳幼児対象の教室形式の活動。 ・企業等による文化教室（学習塾・ピアノ教室等）の活動。 ・「子どもと指導者で構成」されている地域活動団体において、育成者・保護者・指導者を主体とする会議・打合せ、もしくは大人が飲酒する場合。 ・各種助成金等を受けている中に、部屋の使用料が含まれている場合。	100%
福祉	●半数以上が障害者・児（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けた者等）で構成される団体が使用する場合 ※対象事例：障害者・児が半数以上の団体（介助者は人数には含まない）。 ※ I D 番号の登録申請時に半数以上の方が障害者・児であることが確認できるもの（名簿一覧など）の提示が必要です。 該当団体種別：「障害者団体」	50%
市民活動	●校区コミュニティ協議会及または自主防災組織で使用する場合 ※対象事例：コミュニティ協議会の構成団体（自治会・校区福祉委員会・青少年を守る会・老人会等）による単独・独自の活動は対象外となるが、協議会のために I D 番号を使用する場合は減免の対象。 該当団体種別：「校区コミュニティ協議会」「自主防災組織」	50%
協働事業	●行政が協働して実施する企画事業・まちづくり事業で使用する場合 ※対象事例）生涯学習市民センターや市の関係部署との各種共催・協働事業など。	100%
その他	●行政の主催事業等で使用する場合 ●「職員による出前講座」で使用する場合	100%

※減免を受けた場合、当日の材料費等の徴収は、必要最小限に止めるようにしてください。

※イベント等の使用で講師料・出演謝礼等として参加費・入場料を徴収する場合は、減免の対象となりません。

※「㊤営利団体等」「㊤政治団体」「㊤宗教団体」と「市内の個人」「市外の団体・個人」は、減免の対象となりません。

※活動時間内に職員が実態確認に伺うことがありますので、ご協力をお願いします。虚偽の申請をした場合は、施設使用料を全額徴収の上、使用を中止していただきます。

(5) 当日の使用手順

- ①部屋は、常時施錠しています。使用開始時間の5分前から、窓口で鍵をお渡しします。使用開始までに使用料の入金が必要となります。入金が確認できない場合は、鍵はお渡しできませんのでご注意ください。
 - ②はじめに、窓口で『使用許可書（兼領収書）』を提示の上、鍵の貸出簿に記載し、必要な鍵を受け取ってください。また、部屋の使用中は、各団体で団体名の書かれた看板（プレート）を部屋の入口に取り付けてください。
 - ③貸出しを受けた鍵は、使用後速やかに窓口の職員に直接返却し、鍵の貸出簿に返却時刻を記入して職員の確認を受けてください。
- ※部屋の使用、退出にあたっては「センターの使用上の注意事項」を遵守し、時間厳守をお願いします。
- ※備品（机・椅子等）を移動した場合は、元の位置に戻し、後片付け（室内を汚した場合は清掃）をしてください。部屋を出る時は空調（換気）・照明のスイッチを切り、窓を施錠してから、各時間帯の終了時間までに施錠してください。
- ※小・中学生が部屋を使用する場合は、保護者の同伴、あるいは事前に保護者の確認・承諾が原則として必要です。また、夜間使用は健全育成や安全確保の観点から午後7時頃までと考えていますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします（保護者が付き添う場合や迎えがある場合に限り午後9時まで使用可）

～ご注意ください（施設の使用を許可しない事例）～

- 1 公の秩序・善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- 2 施設等を損傷・滅失するおそれがあるとき。
- 3 祭事等の宗教行事・布教活動に該当するとき。また、宗教団体・政治団体等による入会・寄付等の勧誘、その他これに類する行為を伴う活動に該当するとき（不特定利用者へのチラシ類の直接配布を含む）。
- 4 専ら営利を図る活動に該当するとき（附随する活動をおこなうおそれがあるときを含む）。
（例）営利団体等による物品（商品）の販売・勧誘・注文をとる契約行為等。
- 5 暴力団対策法に規定する暴力団の利益になり、またはその利益になるおそれがあるとき。
- 6 管理運営上支障があるとき（施設の管理者が不適当と認めるとき）。
（例）施設内の秩序の維持・静穏の保持など、管理運営上必要な職員の指示に従わない。
不正な手段（ダミー団体等）による申込を行う。
- 7 「使用権の譲渡」「目的外使用」「他のものに使用させる」等が認められるとき。
- 8 施設の設置目的から逸脱すると認められるとき。
（例）「自発的な学習活動」「芸術等の文化活動」「地域のコミュニティ活動」「まちづくりに関する活動」のいずれにも該当しないとき。

(6) 備品の貸出し

部屋の使用に際し、「アンプ」、「マイク」、「液晶プロジェクター」、「スクリーン」などを貸し出しています。使用を希望される場合は、あらかじめ予約が必要です。なお、使用は館内のみで、屋外への持ち出しは禁止です。

(7) 予約のキャンセルと使用料の還付

① 7日前までの予約取消し（使用料は還付）

- ① 使用日の7日前までに、インターネット上または窓口（7日前が休館日にあたる場合は8日前までに）へ『使用中止届出書』を提出して予約の取消しをされた場合は、使用料をいただきません（電話不可）。
- ②納付済みの使用料は、窓口で還付申請の手続きをしていただくことにより、お返しします。還付申請には、『使用許可書（兼領収書）』が必要です。（印鑑不要）

- ③クレジット支払いの場合は、市が入金を確認してから手続きが可能となります。なお、その場合、『使用許可書』は不要です。

2 6日前からの予約取消し（使用料は徴収）

- ①使用日の6日前からのインターネット上での予約取消しはできません。なお、部屋を使わない場合であっても使用料を全額お支払いいただくことになりますので、くれぐれも7日前までに予約取消し手続きを行うようにしてください。

- ②未納の場合は、速やかに窓口へ『使用中止届出書』を提出の上、使用料を全額納めてください。

- ③納付済みの使用料はお返しできません。

※減免対象の団体であっても、事前に減免の申請がない場合は使用料を納めてください。特に、当日の人数確認が必要な減免対象団体の場合は、全額お支払いいただくことになりますので、7日前までに予約取消し手続きを行うようにしてください。

【具体例】											予約日
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
← 使用料をいただかない期間 上記「7日前までの予約取消し」に該当					← 部屋を使用しなくても使用料を全額お支払いいただく期間 上記「6日前からの予約取消し」に該当						

3 部屋の変更

- ①使用日の6日前から使用開始までの間において、同一センターの同一日のみ1回に限り、窓口にて予約していた部屋を変更することができます。
- ②部屋を変更したことにより、使用料の額に不足が生じた場合はその金額を納付していただきますが、過払いになった場合の還付はできませんので、ご注意ください。

(8) 印刷室の使用

施設の利用団体、ならびに地域活動のために印刷室を開放しています。印刷機器の使用について、事前申込は必要ありません。また、予約はできません。

- ①当日、『複写機・印刷機器使用申込書（兼）印刷用紙類購入申込書』に記入・提出し、職員の確認を受けて使用してください。また、閉館時間までに、印刷室の使用を終了するようにしてください（なるべく閉館30分前までに印刷室の使用及び印刷に伴う経費のお支払いを終えていただきますよう、ご協力をお願いします）。
- ②印刷機器の使用は、限られた設備を多くの団体にご利用いただく観点から、1団体あたり概ね30分以内をお願いします。混み合っている場合は、一旦作業を中断し、精算いただき、空き次第再開していただく場合がありますので、ご協力をよろしくお願いします。
- ③公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあるものは印刷ができません。
- ④営利活動（商品の販売や営利団体の宣伝等）や政党・選挙活動、宗教行事・布教活動につながる印刷はできません。また、政治活動について、選挙活動や入会、寄付の勧誘等のチラシはお断りしています。
- ⑤書籍、楽譜及び歌詞カードなど著作権法により保護されている著作物の複写には、著作権者の許諾が必要になりますので、ご注意ください。なお、著作権法上の問題が生じた場合には、申込者が責任を負うことになります。
- ⑥印刷用紙の販売は、1団体あたり概ね1週間で2㍻（1,000枚）までとしています。印刷用紙は、なるべく持込をお願いします。（用紙のみの販売はしていません。）
- ⑦印刷作業終了後、印刷に伴う経費（印刷用紙代・印刷機インク代など）をお支払いください。価格の詳細は別途申込書をご参照ください。

(9) チラシ、ポスター等の配架及び掲示申請

生涯学習の情報提供の一環として、団体活動のチラシ・ポスターなどをロビーに掲示できます。

- ① 『印刷物・ポスター掲示配架等承認申請書』に記入・提出し、職員の確認を受けてください。配架及び掲示については、職員が行います。
- ② 掲示を承認した日から概ね1か月間、配架及び掲示します。
- ③ 掲示物は、生涯学習に関わるものに限りします。
- ④ 以下のチラシ・ポスターは配架及び掲示できません。

- ・商品の販売、勧誘、契約などの営利活動、従業員募集や営利団体の宣伝
- ・政党・選挙活動、宗教行事・布教活動につながるもの

※掲示スペースが限られるため、(特にサイズの大きいものは) 掲示できない場合があります。

※内容確認や掲示スペースの関係でやむを得ず配架及び掲示が遅れる場合があります。

※申請数が多くスペースがない場合、1「行政機関の主催・共催事業」、2「センター利用団体に関するもの」、3「公共施設でのイベント」、4「公益を目的とした活動の団体に関するもの」、5「その他」の順番で配架及び掲示します。

3. センターの使用上の注意事項等

(1) 全般・各部屋共通事項

項 目	内 容
条 例・規 則・各 種 利用規定等の遵守	●部屋の使用許可にあたっては、「使用権の譲渡」「目的外使用」「申込団体以外の者に使用させる」等による使用を行わないことが条件となります。また、許可を受けた団体であることを確認させていただくことがありますので、施設使用中は『使用許可書（兼領収書）』を必ず携帯してください。 ●部屋での飲食・飲酒は事前の許可が必要です。宴会等による過度な飲酒はせずに、マナーを守って部屋をご利用ください。なお、自動車・バイク・自転車による飲酒運転のおそれがある場合は、ただちに施設使用を停止させていただきます。 ●使用許可を受けたセンターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動その他これに類する行為はしないでください。 ●手芸・裁縫の縫い針などを使用する場合は、細心の注意を払って使用し、使用後は清掃を必ず実施してください。(衛生・管理上等から使用できない部屋があります。) ●その他、条例・規則・各種規定や施設の管理運営上必要な職員の指示に従わない場合、また他人に迷惑になる行為をされている場合は、施設使用をお断りします。 ●小・中学生の夜間使用（ロビーを含む）は、健全育成や安全確保の観点から、早めの帰宅（午後7時頃）を促すようにしておりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。
館内のコンセント	●使用する部屋におけるコンセントの使用については、許可を受けた活動の範囲内で認めていますが、ロビー・廊下等におけるコンセントの使用は禁止しています。なお、緊急時の対応等で携帯電話等の充電が必要な場合については、窓口までお申し出ください。
禁煙について	●枚方市では健康増進法の一部を改正する法律の公布を受けて、受動喫煙防止を推進するため、平成31年4月より敷地内を全面禁煙としています。
ペット類の同伴	●ペット類（犬・猫など）の施設内への同伴・持込は禁止です。但し、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の同伴は許可しています。
ごみ等の処理	●ごみ（料理・交流会等で出たものを含む）は、すべて各自で持ち帰りください。 ●弁当・花などの配達を依頼する場合、配達者には、「個人名」「団体名」「部屋の場所」「時間」を伝え、容器等はその日の内に引き取ってもらうか、各自でお持ち帰りください。

貴重品の管理	●盗難には十分注意し、貴重品は各自で責任をもって管理してください。 ●施設内には、大金を持ち込まないようにしてください。 ●紛失・盗難について、当センターでは一切の責任を負いません。
部屋の退出	●備品（机・椅子等）を移動した場合は、各時間帯の終了時間までに、元の位置に戻し、後片付け（室内を汚した場合は清掃）をしてください。部屋を出る時は空調・照明のスイッチを切り、窓を施錠してから、部屋を施錠してください。 ●部屋の鍵は、使用后速やかに窓口の職員に直接返却してください。 ●閉館時間（月曜～土曜は午後9時、日曜・祝日は午後5時）の10分前に閉館案内を放送します。退出時間を守り、閉館時刻には退館できるように後片付けをしてください。
損害賠償	●各種備品・設備・鍵等を破損・損傷・滅失した場合、原状に復してください。回復できない場合は、損害を賠償していただくことがあります。 ●施設外への鍵の持ち出しは禁止です。外出の際は、一旦、窓口にご返却ください。紛失した場合は弁償していただきます。
拾得物の取扱い	●施設内で落し物・忘れ物にお心当たりの方は、早めに窓口までお問合せください。 ●窓口届けられた施設内の拾得物は遺失物法に基づき、速やかに管内警察署（最寄の交番）へ届けます。警察署に届けるまでの間、施設の利用者が見やすいところに拾得物件に関する情報を掲示します。 ●生鮮品等の食品は当日に処分します。
警報発表及び地震発生時の施設使用	●特別警報発表時 ・枚方市もしくは東部大阪全域あるいは大阪府に、特別警報の発表があった場合、施設は閉館とします。使用を中止して、速やかに退館をお願いします。 ・状況に応じて、その後の対応を決定します。 ●暴風警報発表時 ・枚方市もしくは東部大阪全域あるいは大阪府に、暴風警報の発表があった場合、施設の閉館は行いません。ただし、ロビー及び各部屋等を使用されている方々につきましては、使用をできる限り自粛し、退館していただきますようお願いします。 ・中学生以下の児童・生徒については、直ちに帰宅するようお声をかけさせていただきます。保護者の方に迎えをお願いすることもあります。 ●震度6弱以上の地震発生時 ・枚方市域で、震度6弱以上の地震が発生した場合、施設は閉館とします。使用を中止して、速やかに退館をお願いします。 ・状況に応じて、その後の対応を決定します。 ●使用料還付の取扱いについて ・暴風警報発表日から解除日までにおいて、部屋の使用を中止した場合、使用料を還付（免除）します。使用中に暴風警報の発表があり、中止された場合、使用料は還付します。ただし、引き続き使用された場合、使用料は還付しません。 ・特別警報発表時、震度6弱以上の地震発生時は閉館するため、使用料を還付（免除）します。（使用中の場合であっても、同様の取扱いとします）。 ●部屋予約の取扱いについて ・午前8時の時点で特別警報または暴風警報が発表中の場合、または、震度6弱以上の地震が発生し施設が閉館中の場合、午前9時30分からの窓口予約受付（6週前の使用申込）は中止し、次の開館日に順延します（午後1時からのインターネット予約を含む）。また、当日のその後に解除された場合も同様とします。

音量面や振動への配慮	●アンプ類を使用しない楽器（アコースティックギター・三味線・尺八等）やカラオケ・詩吟等については、他の部屋から苦情が寄せられないよう音量面に配慮することを前提条件として、一般室使用を許可します。（使用可能な部屋は各センターで異なります。） ●軽スポーツ・ダンス等の活動や机・椅子を移動する場合、階下から苦情が寄せられないよう床面の振動には配慮してください。 ●市内の生涯学習市民センター室内の床材は、Pタイルや塩ビ系のシート等のため、底の堅いダンスシューズ（特にピンヒール等）を使用すると床の消耗が激しく、床材がはがれたり、穴が開いたりする事例も発生しています。床材が傷むと靴のかかたが引っ掛かるなど、大変危険な状態となるため、ダンスシューズを使用する場合は、ヒールにキャップをするか、床面素材の柔らかい靴を使用する等の配慮をお願いします。
駐車場・駐輪場の使用	●施設の使用目的以外（買い物・営業・通勤・通学等）の駐車・駐輪は禁止です。 ●駐車台数に限りがあるため、長時間の駐車はご遠慮ください。自動車で来館される場合は、なるべく乗合でお越しください。 ●閉館後は、駐車場・駐輪場を閉めますので、速やかにご退場ください。 ●障害者等用駐車場については、必要な方が駐車できるようご配慮ください。

（２）その他の施設・設備の使用上の注意事項

ロビー等 共有スペース	●読書や勉強など個人でも使用できるフリースペースです（団体としてのサークル活動や定例活動はできません）。 ●ミーティングや歓談等の使用も可能です（団体の占有はできません）。 ●食事はご遠慮ください。ゴミはお持ち帰りください。 ●ポスター・チラシの掲示等は職員が行います。事前に許可が必要です。掲示等をご希望の方は窓口までお問合せください。 ※詳細は「P.9（9）チラシ、ポスター等の配架及び掲示申請」をご参照ください。 ●アンケートの収集や署名活動は、許可を受けた部屋の中でお願いします。 ●ロビー・廊下・トイレ等の共有スペースでのコンセントの使用は禁止しています。携帯電話・パソコン・ゲーム等の電源としての使用はご遠慮ください。なお、緊急時の対応等で携帯電話等の充電が必要な場合については、窓口までお申し出ください。 ●ロビー・廊下において、他人への危害や迷惑になる行為、営利行為、勧誘行為等は禁止です。また、飲酒・床座り・ソファ等で寝そべる等の行為もしないでください。 ●諸室のご利用と同様に、手芸・裁縫の縫い針など、危険と判断されるものは、細心の注意を払ってお使いください。
印刷室	●印刷機（輪転機）・裁断機等を常備しています。また、印刷用紙も販売（購入制限有）しています。詳細は、別項「P.8（8）印刷室の使用」をご参照ください。
トイレ	●輝きプラザきららのものをご利用ください。 ●1階のトイレにおむつ交換台があります。

●その他、詳細につきましては、センター窓口までお気軽にお問い合わせください。

生涯学習情報プラザ以外の生涯学習市民センター

センター	住 所	TEL・Fax	休館日※
サンプラザ生涯学習市民センター	枚方市岡東町 12-3-508 サンプラザ 3 号館 5 階	TEL 072-846-5557 Fax 072-843-8620	毎月第4日曜日 年末年始
楠葉生涯学習市民センター	枚方市楠葉並木 2-29-5	TEL 050-7102-3131 Fax 072-855-4971	毎月第4月曜日 年末年始
御殿山生涯学習美術センター	枚方市御殿山町 10-16	TEL 050-7102-3135 Fax 072-847-8351	
牧野生涯学習市民センター	枚方市宇山町 4-5	TEL 050-7102-3137 Fax 072-851-2566	
牧野生涯学習市民センター 牧野北分館	枚方市牧野北町 11-1	TEL 050-7102-3170 Fax 072-850-1761	毎月第4木曜日 年末年始
津田生涯学習市民センター	枚方市津田北町 2-25-3	TEL 050-7102-3139 Fax 072-859-6600	毎月第4月曜日 年末年始
菅原生涯学習市民センター	枚方市長尾元町 1-35-1	TEL 050-7102-3141 Fax 072-866-8820	
さだ生涯学習市民センター	枚方市北中振 3-27-10	TEL 050-7102-3133 Fax 072-831-5337	
南部生涯学習市民センター	枚方市香里ヶ丘 1-1-2	TEL 050-7102-3143 Fax 072-860-0501	毎月第4火曜日 年末年始

※休館日が祝日にあたる場合は、開館（年末年始を除く）

■お問い合わせ先

枚方市立生涯学習情報プラザ

〒573-1159 枚方市車塚 1 丁目 1 番1号

TEL 050-7105-8007 FAX 072-851-6573

電子メール jyouthouplaza@city.hirakata.osaka.jp

<アクセス>

京阪バス 枚方市駅から…北口発 12 系統「北片鉾 片鉾・中央図書館行き」

13 系統「小倉町行き」バス停「片鉾・中央図書館」下車すぐ

樟葉駅から…84 系統「船橋住宅・牧野循環」バス停「北片鉾」下車 南へ徒歩 2 分